

浜松市コミュニティ・スクール Q A 集

1 学校運営協議会はどれくらいの頻度で開催されるの？

- ・規定はありませんが、年間4回を目安に各学校で開催されます。

2 学校運営協議会を傍聴することはできるの？

- ・会議は原則公開で、傍聴可能です。ただし、協議内容によっては非公開とする場合もあります。
- ・傍聴を希望する場合は、各学校へお申し込みください。また、開催後には会議録や会議資料を学校ウェブサイトへ掲載することとしています。

3 学校運営協議会委員、学校支援コーディネーターがどんな人か知りたい。

- ・委員の氏名は各学校ウェブサイト（会議資料や会議録等）へ掲載することとしています。
- ・役割や身分、選任方法は次のとおりです。

	学校運営協議会委員	学校支援コーディネーター
役割	学校運営協議会で以下について協議します。 ①学校運営に関すること ②学校運営への必要な支援に関すること ③児童生徒の健全育成に関すること	学校の運営に必要な支援に関するコーディネートを行い、地域と学校のつなぎ役を担います。（例）地域人材の発掘、学校支援活動のとりまとめ など
身分	特別職の地方公務員	有償ボランティア
	協議会出席1回につき2,000円の報酬支給	活動時間に基づく謝礼支給
	守秘義務あり	守秘義務あり
人数	1協議会あたり10人以内 （2校以上の合同協議会の場合は15人以内）	1協議会あたり1～3人
選任	学校長からの推薦に基づき、教育委員会が任命します。（以下のいずれかの区分により選任し、①～③は必ず委員に含める必要があります。） ①地域住民 ②保護者 ③対象学校の運営に資する活動を行う者 （学校支援コーディネーターなど） ④その他校長が適当と認める者 ※自治会役員や民生委員・児童委員、元PTA役員、現PTA役員、その他地域で活躍されている方などが選任されています。	学校長からの推薦に基づき、教育委員会が委嘱します。（求められる資質は以下のとおりです。） ・地域の人材をよく知っている人 ・学校教育に理解があり、学校の実情をある程度知っている人 ・コミュニケーションスキルの高い人 など ※主に元PTA役員、元教員などが選任されています。
任期	3年（補欠の場合は前任者の残任期間）	3年（補欠の場合は前任者の残任期間、増員の場合は現任者の残存期間）
	再任が可能	再任が可能